滝上町地域おこし協力隊活動補助金交付要綱（平成26年告示第39号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（概算交付） 第５条　補助金の概算交付を受けようとする者は、交付要綱第３条に規定する補助金等交付申請書に、滝上町地域おこし協力隊員活動費内訳書（別記様式１）、滝上町地域おこし協力隊員活動費補助金概算払い申請書（別記様式２）及び見積書等支払い予定額を確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。 ２　補助金の概算交付を受けた者は、補助対象事業が完了したのちに、交付要綱第６条に規定する補助事業等実績報告書に、滝上町地域おこし協力隊員活動費内訳書（別記様式１）及び領収書等支払い済みであることを確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。	（概算交付） 第５条　補助金の概算交付を受けようとする者は、交付要綱第３条に規定する補助金等交付申請書に、滝上町地域おこし協力隊員活動費内訳書（別記様式１）、滝上町地域おこし協力隊員活動費補助金概算払い申請書（別記様式２）及び見積書等支払い予定額を確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。 ２　町長は、前項の概算払い申請の内容を審査し、その結果について交付要綱第５条第２項に規定する交付（不交付）決定通知書により通知するものとする。 ３　補助金の概算交付を受けた者は、補助対象事業が完了したのちに、交付要綱第７条に規定する補助事業等実績報告書に、滝上町地域おこし協力隊員活動費内訳書（別記様式１）及び領収書等支払い済みであることを確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。 ４　町長は、前項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、交付要綱第８条第１項に規定する確定通知書により通知するものとする。
（交付決定） 第６条　町長は、第４条および第５条１項の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めた場合には、申請者に交付要綱第４条に規定する決定通知書により通知するものとする。	（交付決定） 第６条　町長は、第４条の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めた場合には、申請者に交付要綱第４条に規定する決定通知書により通知するものとする。